

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

改正のポイント

- 平成29年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。

通常の医療費控除との選択適用となります。

- 平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・提出が必要となり“医療費の領収書”が提出不要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

①と②の選択適用

①医療費控除

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成29年中に支払} \\ \text{った医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成29年中に支払} \\ \text{った特定一般用医薬品} \\ \text{等購入費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right] - 1\text{万2千円} = \begin{array}{l} \text{セルフメディケーション税制による医療費控除額} \\ \text{(最高8万8千円)} \end{array}$$

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局などで購入できるOTC医薬品(一般用医薬品)に転用された医薬品の購入費をいいます。具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)に掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

商工会会員募集のご案内

商工会は、「経営のパートナー」として、頑張っている経営者を応援しています。
あわらし市商工会では、商工会会員を募集しています。
商工会に加入して、企業経営と地域振興の発展にご活用ください。

商工会の事業

商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

経営支援 …… 経営・金融・税務・経理・労務・共済など

地域振興 …… 豊かな地域づくりと商工業振興のために、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉増進など

会員資格

あわらし市内において引続き6ヵ月以上、営業所・事務所・工場又は事業場を有する商工業者です。



会費

入会金	1,000円
年会費	個人 10,000円
	法人 15,000円～
	45,000円
	(資本金の額によります)

平成29年度 所得税青色申告個別決算指導と 消費税申告の相談について

持参品：マイナンバー（事業者本人、配偶者、扶養等）、
前年度の決算書及び申告書、諸帳簿、印鑑、
源泉徴収簿、各保険料控除証明書等
☆決算手数料をお願い致します。
※ご希望の日時が重複した場合は、こちらで調整させて
いただきます。

月 日	時 間	会 場	税 理 士 名
平成 30 年 2 月 19 日 (月)	9:00 ～ 16:00	芦原 支所	近 藤 税 理 士
20 日 (火)		金津 本所	伊 藤 税 理 士
23 日 (金)		芦原 支所	近 藤 税 理 士
26 日 (月)		金津 本所	伊 藤 税 理 士
26 日 (月)		芦原 支所	近 藤 税 理 士
3 月 6 日 (火)		金津 本所	伊 藤 税 理 士
7 日 (水)		芦原 支所	近 藤 税 理 士
12 日 (月)		芦原 支所	近 藤 税 理 士
14 日 (水)		金津 本所	伊 藤 税 理 士

インターネットで申告ができます！



STEP

1

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

◎ 税務署に行く手間がかかりません！

◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



STEP

2

申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります

作成コーナーからe-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・ マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ ICカードリーダライタ



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



三国税務署 ☎ 0776-81-3211(自動音声案内)

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目 9-21 TEL 73-0248